農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準

制　　定　平成14年７月24日農林水産省告示第1306号
改　　正　平成17年３月１日農林水産省告示第 374号
改　　正　平成19年11月６日農林水産省告示第1371号
改　　正　平成20年５月21日農林水産省告示第 775号
改　　正　平成23年８月31日消 費 者 庁告示第　８号
最終改正　平成23年９月30日消 費 者 庁告示第　10号

（趣旨）

第１条　農産物缶詰及び農産物瓶詰（トマト加工品品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1632号）第２条に規定する固形トマト及び農産物漬物品質表示基準（平成12年12月28日農林水産省告示第1747号）第２条に規定する農産物漬物に該当しないものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年３月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

（定義）

第２条　この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用　　語	定　　義
農産物缶詰又は農産物瓶詰	農産物又はその加工品（調味したもの及びフルーツみつ豆に配合する場合の寒天を含む。）に充てん液を加え又は加えないで、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したものをいう。
たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、たけのこ（もうそうちく（Phyllostachys Pubescens Mazel）の生鮮なたけのこをいう。以下同じ。）で、節間が短く、かつ、形状が全形等のものを詰めたものをいう。
アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、アスパラガス（Asparagus officinalis L.に属する品種の生鮮な又は冷凍したどん茎をいう。以下同じ。）で、形状がロングスピアー等のものを詰めたものをいう。
スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、スイートコーン（Zea Mays L.に属する品種の生鮮な若しくは冷凍した果粒又はこれらをクリーム状としたものをいう。以下同じ。）を詰めたものをいう。
グリンピース缶詰又はグリンピース瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えんどう（Pisum sativum L.（Macrocarpum亜種を除く。）の生鮮な若しくは冷凍した種実又はその完熟種実を乾燥したものを水で戻したものをいう。以下同じ。）を詰めたものをいう。
あずき缶詰又はあずき瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、小豆（Phaseolus angularis Wightに属するものをいう。以下同じ。）の完熟種実を乾燥したものを水で戻したものを詰めたものをいう。
大豆缶詰又は大豆瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、大豆（Glycine max Merr.に属するものをいう。以下同じ。）の完熟種実を乾燥したものを水で戻したものを詰めたものをいう。
マッシュルーム缶詰又はマッシュルーム瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、マッシュルーム（Agricus（Psalliota）属に属するAgricus bisporus等の栽培品種の生鮮な又は塩蔵した子実体をいう。以下同じ。）で、石付部を除去したものを詰めたものをいう。
えのきたけ缶詰又はえのきたけ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えのきたけ（Flammlina Veltipes Singの生鮮な子実体をいう。以下同じ。）で、石付部を除去したものを詰めたものをいう。
なめこ缶詰又はなめこ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、なめこ（Pholiota Nameko S.ITO et IMAIの生鮮な子実体をいう。以下同じ。）で、石付部を除去したものを詰めたものをいう。
みかん缶詰又はみかん瓶詰	次に掲げるものをいう。 １　農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、みかん（Citrus reticulata Blancoに属するかんきつ類の完熟した果実をいう。以下同じ。）の果粒状又はさのう状の果肉を詰めたもの ２　農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、みかんの果皮を除去した全形のものを詰めたもの
もも缶詰又はもも瓶詰	次に掲げるものをいう。 １　農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、もも（Prunus Persica L.に属する核果類（ネクタリン種を除く。）の完熟した果実をいう。以下同じ。）の２つ割り等の形状の果肉を詰めたもの ２　農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、ももの果皮を除去した全形のものを詰めたもの
なし缶詰又はなし瓶詰	次に掲げるものをいう。 １　農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、洋なし（Pyrus commuis L.又は

	Pyrus sinensis L.に属する仁果類の完熟した果実をいう。以下同じ。）及び和なし（Pyrus serotina Rehderに属する仁果類の完熟した果実をいう。以下同じ。）の２つ割り等の形状の果肉を詰めたもの ２　農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、洋なし及び和なしの果皮を除去し、又は除去しない全形のものを詰めたもの
パインアップル缶詰又はパインアップル瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、パインアップル（Ananas Comosusに属する完熟した果実をいう。以下同じ。）の全形又は輪切り等の形状の果肉を詰めたものをいう。
くり缶詰又はくり瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、くり（Castanea sativa sieb et Zacc.又はCastanea sativa MILLERに属する完熟した果実をいう。以下同じ。）の外皮を除去したものを詰めたものをいう。
アップルソース缶詰又はアップルソース瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、りんご（Malus domesticus Borkhausenに属する仁果類の完熟した果実をいう。以下同じ。）の果肉を破砕し、適度な粘ちゅう度を有するよう調製したものを詰めたものをいう。
混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、２種類以上の農産物を配合したものを詰めたものをいう。
フルーツカクテル缶詰又はフルーツカクテル瓶詰	混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰のうち、次に掲げる果実を含む４種類以上の果実を配合したものを詰めたものをいう。 １　黄もも ２　洋なし ３　パインアップル ４　ぶどう又はさくらんぼ
フルーツみつ豆缶詰又はフルーツみつ豆瓶詰	混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰のうち、次に掲げるものをいう。 １　３種類以上の果実に赤えんどう及びさいの目に切った寒天を配合したものを糖液とともに詰めたもの ２　１にあん、蜜等を添付したもの
ホワイト	アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち、白色若しくは乳白色のどん茎を詰めたもの又は白色若しくは乳白色のどん茎と頭部が黄緑色、淡緑色、緑色若しくは青色に帯色したどん茎を詰めたものであって、頭部が帯色したどん茎が全個体数の20%を超えないものをいう。
ホワイト・グリーンチップド	アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち、ロングスピアー、スピアー又はチップを詰めたものであって、頭部及びこれに続く茎の部分が黄緑色、淡緑色、緑色若しくは青色に帯色したどん茎に、白色若しくは乳白色のどん茎を加え又は加えないものであり、各個体の長さの２分の１以上の部分が帯色したどん茎が全個体数の25%を超えないものをいう。
グリーン	アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち、緑色、淡緑色若しくは黄緑色のどん茎を詰めたもの又は緑色、淡緑色若しくは黄緑色のどん茎と基部からその長さの２分の１を超えない程度の部分が白色若しくは乳白色のどん茎を詰めたものであって、基部からその長さの２分の１を超えない程度の部分が白色若しくは乳白色のどん茎が全個体数の20%を超えないものをいう。
全形	農産物（アスパラガス、マッシュルーム及びなめこを除く。）の皮又は果皮を除去し、又は除去しない原形又はほぼ原形のものをいう。ただし、たけのこにあっては皮及び根元の硬い部分を除去したものであり、かつ、節間が著しく長くないもの、パインアップルにあっては果皮及び果しんを除去した円筒状の果肉、びわにあっては果皮及び果核を除去したほぼ原形の果肉をいう。
つぼみ	なめこで、かさの周縁が軸部に対し巻き込んでおり、菌膜がほとんど目立たないものをいう。
ホール	マッシュルームで、かさが開いていないものであり、茎を菌膜底部から測定してかさの直径を超えない長さに切断したものをいう。
ボタン	マッシュルームで、かさが開いていないものであり、茎を菌膜底部から測定して５㎜を超えない長さに切断したものをいう。
開き	なめこで、かさの周縁が軸部に対し巻き込んでいないもの又はマッシュルームで、かさが開いているものであり、かさの直径が40㎜以下で茎の長さが菌膜底部から測定してかさの直径以下のものをいう。
全果粒	みかん、グレープフルーツ等のかんきつの果粒状の果肉であって、じょうのうの原形がほぼ完全に保持されているものをいう。
身割れ	次に掲げるものをいう。 １　みかん、グレープフルーツ等のかんきつの果粒状の果肉であって、じょうのうの原形の２分の１以上を保持しているもの（みかんにあっては、直径２㎜のワイヤーで作った12㎜平方のふるい目に残るものであって、全果粒以外のものを含む。）

	２　パインアップルにあっては、輪切りを切断した果肉であって、大きさが均一でない弧状のもの
小片	次に掲げるものをいう。 １　果実（みかんを除く。）の小さな果肉片であって、形及び大きさが不ぞろいのもの ２　みかんの果粒状の果肉であって、直径２㎜のワイヤーで作った８㎜平方のふるい目に残り、かつ、全果粒及び身割れ以外のもの
じょうのう片	みかんのじょうのう状の果肉であって、直径２㎜のワイヤーで作った８㎜平方のふるい目を通過するものをいう。
ホールカーネル	スイートコーンの原形又はほぼ原形の果粒をいう。
クリームスタイル	スイートコーンの原形若しくはほぼ原形の果粒又は果粒片にスイートコーンのクリーム状成分及び水又はその他の充てん液を加えて粘ちゅう性のあるクリーム状にしたものをいう。
ロングスピアー	頭部付きのアスパラガスのどん茎で、長さが15㎝以上18㎝未満のものをいう。
スピアー	頭部付きのアスパラガスのどん茎で、長さが9.5㎝以上15㎝未満のものをいう。
チップ	頭部付きのアスパラガスのどん茎で、長さが４㎝以上9.5㎝未満のものをいう。
筒切り	れんこん等の全形を缶又は瓶の高さに適合するように軸方向に直角に切断したものをいう。
傷	たけのこの全形で、欠損しているものをいう。
先	たけのこの全形を横に切断したもののうち、先端部のものをいう。
切	たけのこの全形を切断したもので、２つ割り及び先以外のものをいう。
筒	たけのこの皮及び根元の硬い部分を除去したもので、節間が著しく長いものをいう。
２つ割り	次に掲げるものをいう。 １　たけのこの全形を縦に２つに切断したもの ２　果実の果皮及び果しん又は果核を除去したほぼ原形の果肉を２つに切断したもの（パインアップルにあっては、輪切りをほぼ２分の１に切断した半円状の果肉）
４つ割り	次に掲げるものをいう。 １　ホール又はボタンをほぼ４等分したもの ２　果実の果皮及び果しん又は果核を除去したほぼ原形の果肉を４つに切断したもの（パインアップルにあっては、輪切りをほぼ４分の１に切断した扇状の果肉）
乱切り	全形を任意の形及び厚さに切断したものをいう。
千切り	全形を細かく刻んだものをいう。
不定形	全形を不定形に破砕したものをいう。ただし、マッシュルームにあっては、かさ及び茎を不規則に切断したものをいう。
薄切り	次に掲げるものをいう。 １　果実以外のものにあっては、全形を厚さ２㎜以上８㎜以下に切断したもの（マッシュルームのホール又はボタンにあっては、厚さ２㎜以上８㎜以下に軸に平行に切断したもの） ２　果実（パインアップルを除く。）にあっては、果皮及び果しん又は果核を除去したほぼ原形の果肉を６つ以上に薄く切断したもの
ランダムスライス	ホール又はボタンを任意の厚さに任意の方向に切断したものをいう。
カット	次に掲げるものをいう。 １　アスパラガスにあっては、どん茎を頭部を付け、又は付けないで、長さ２㎝以上６㎝以下に切断したもの ２　果実以外のもの（アスパラガスを除く。）にあっては全形を一定の長さ又は厚さに切断したもの（筒切り、薄切り及び千切りを除く。）
カット・ヘッド	アスパラガスのどん茎を、長さ２㎝以上６㎝以下に切断したものであって、頭部のついたものが全個体数の20％以上（どん茎を長さ３㎝以下に切断したものを詰めたものにあっては10％以上）含まれているものをいう。
輪切り	パインアップルの全形又はりんごのほぼ原形の果肉を、果軸に対し直角に、均一な厚さに切断した環状の果肉をいう。
くさび形	パインアップルの輪切りをほぼ均一な大きさに切断したくさび状の果肉であって厚さがおおむね８㎜以上13㎜以下のものをいう。
縦割り	パインアップルの全形を、果軸と同一方向に、果軸を中心に切断した細長い形状の果肉であって、長さがおおむね65㎜以上のものをいう。
角柱形	パインアップルの厚肉の輪切り（厚さが38㎜以下のものに限る。）を角柱状に切断したものであって、縦及び横の長さがおおむね12㎜以上のものをいう。

立方形	果実の果肉をほぼ均一な大きさに切断した立方形状の果肉をいう。ただし、パインアップルにあっては、一辺の長さがおおむね14㎜以下のものをいう。
果肉	果実の果皮及び果しん又は果核を除去したものをいう。ただし、かんきつにあっては、果皮、果しん、すじ、じょうのう膜及び種子を除去したものをいう。

（義務表示事項）

第３条　１種類の農産物（れんこん、たけのこ、アスパラガス、スイートコーン、なめこ、マッシュルーム及び果実（くり及びぎんなんを除く。）に限る。）を詰めたものにあっては、製造業者等（加工食品品質表示基準第３条第１項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）が農産物缶詰及び農産物瓶詰の缶又は瓶に表示すべき事項は、同条第１項及び第６項に規定するもののほか、形状とする。ただし、内容物の形状を容易に確認することができる瓶詰にあっては、この限りでない。

２　たけのこの全形を詰めたものにあっては、製造業者等がその缶又は瓶に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第３条第１項及び第６項並びに前項に規定するもののほか、大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から大きさを把握できない場合は、この限りでない。

３　アスパラガスのロングスピアー、スピアー及びチップを詰めたものにあっては、製造業者等がその缶又は瓶に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第３条第１項及び第６項並びに第１項に規定するもののほか、基部の太さとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から基部の太さを把握できない場合は、この限りでない。

４　グリンピース、マッシュルームのホール及びボタン並びになめこを詰めたものにあっては、製造業者等がその缶又は瓶に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第３条第１項及び第６項並びに第１項に規定するもののほか、粒の大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から粒の大きさを把握できない場合は、この限りでない。

５　果実（パインアップルを除く。）の２つ割りを詰めたものにあっては、製造業者等がその缶又は瓶に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第３条第１項及び第６項並びに第１項に規定するもののほか、果肉の大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から果肉の大きさを把握できない場合は、この限りでない。

６　さくらんぼ、あんず及びぶどうの全形及び全果粒のものを詰めたものにあっては、製造業者等がその缶又は瓶に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第３条第１項及び第６項並びに第１項に規定するもののほか、果粒の大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から果粒の大きさを把握できない場合は、この限りでない。

７　パインアップルの２つ割り及び輪切り並びにりんごの輪切りのものを詰めたものにあっては、製造業者等がその缶又は瓶に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第３条第１項及び第６項並びに第１項に規定するもののほか、内容個数とする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から内容個数を把握できない場合は、この限りでない。

８　内面塗装缶以外を使用した缶詰にあっては、製造業者等がその缶に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第３条第１項第１項及び第６項並びに前各項に規定するもののほか、使用上の注意とする。

（表示の方法）

第４条　名称、形状、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数、原材料名及び使用上の注意の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

⑴　名称

加工食品品質表示基準第４条第１項第１号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア　農産物（精米を除く。）を詰めたもの（農産物の加工品とともに詰めたものを除く。）

㈠　農産物の名称は、グリンピース、みかん等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、フルーツカクテルにあっては「フルーツカクテル」と、フルーツカクテル以外の２種類以上の農産物を詰めたものにあっては「２種混合果実」、「３種混合野菜」、「混合農産物」等と記載すること。

㈡　充てん液を加えたものにあっては、㈠に規定する表示の文字の次に、「・」を付して充てん液の種類の名称を果実のみを詰めたものにあっては別表１、それ以外のものを詰めたものにあっては別表２に掲げる表示の方法により記載すること。

㈢　充てん液を加えていないものにあっては、㈠に規定する表示の文字の次に、「・」を付して「ドライパック」と記載することができる。

㈣　㈠本文の規定にかかわらず、アスパラガスのロングスピアー、スピアー又はチップを詰めたもののうち、色の区分をしているものにあっては「アスパラガス・水煮（ホワイト）」等と色の区分を記載し、色の区分をしていないものにあっては「アスパラガス・水煮（色混合）」と記載し、グリンピースのもどし豆にあっては「グリンピース」の文字の次に括弧を付して「もどし豆」と記載し、マッシュルーム（ホワイト種のものを除く。）にあっては「マッシュルーム」の文字の次に括弧を付して「クリーム種」又は「ブラウン種」とその品種を記載し、ももにあっては果実の名称を「白もも」又は「黄もも」の別に記載し、なしにあっては果実の名称を「洋なし」又は「和なし」の別に記載すること。

イ　農産物の加工品又は精米を詰めたもの

「フルーツみつ豆」、「くり甘露煮」、「ゆであずき」、「赤飯」等とその内容を表す最も

一般的な名称をもって記載すること。

⑵　形状

次に定めるところにより記載すること。

ア　１種類の農産物を詰めたものであって、使用した農産物が全形のものにあっては「全形」又は果実名に「丸」の文字を冠して「丸みかん」等と、つぼみのものにあっては「つぼみ」と、ホールのものにあっては「ホール」と、ボタンのものにあっては「ボタン」と、開きのものにあっては「開き」と、全果粒のものにあっては「全果粒」と、身割れのものにあっては「身割れ」と、小片のものにあっては「小片」と、じょうのう片のものにあっては「じょうのう片」と、ホールカーネルのものにあっては「ホールカーネル」と、クリームスタイルのものにあっては「クリームスタイル」と、ロングスピアーのものにあっては「ロング」と、スピアーのものにあっては「スピアー」と、チップのものにあっては「チップ」と、筒切りのものにあっては「筒切り」と、傷のものにあっては「傷」と、先のものにあっては「先」と、切のものにあっては「切」と、筒のものにあっては「筒」と、２つ割りのものにあっては「２つ割り」と、４つ割りのものにあっては「４つ割り」と、乱切りのものにあっては「乱切り」と、千切りのものにあっては「千切り」と、不定形のものにあっては「不定形」と、薄切りのものにあっては「薄切り」と、ランダムスライスにあっては「ランダムスライス」と、カットのものにあっては「カット」と、カット・ヘッドのものにあっては「カット・ヘッド」と、輪切りのものにあっては「輪切り」と、くさび形のものにあっては「くさび形」と、縦割りのものにあっては「縦割り」と、角柱形のものにあっては「角柱形」と、立方形のものにあっては「立方形」と、その他のものにあってはその形状を最もよく表す用語を記載すること。ただし、たけのこの全形を縦に２つに切断したものにあっては「２つ割り」に代えて「割」と、ホール又はボタンをほぼ４等分したものにあっては「４つ割り」に代えて「クォーター」と、マッシュルームのかさ及び茎を不規則に切断したものにあっては「不定形」に代えて「ピーセス・ステムス」と、マッシュルームのホール又はボタンを厚さ２㎜以上８㎜以下に軸に平行に切断したものにあっては「薄切り」に代えて「スライス」と記載することができる。

イ　アスパラガスの表皮を除いたものにあっては、アの規定にかかわらず、「ロング」、「スピアー」又は「チップ」等の形状を示す文字の次に、括弧を付して、「皮むき」と記載すること。

ウ　こう付きのさくらんぼにあっては「全形こう付」又は「全形枝付」と、皮付きのあんずにあっては「全形」又は「丸あんず」の文字の次に括弧を付して「皮付」と記載すること。

⑶　大きさ

別表３に掲げる区分による大きさを表す記号又はその略号により記載し、かつ、大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が大、中、小若しくは特小である旨又はその略号が示す内容個数を記載すること。ただし、大きさをそろえていないものにあっては、「混合」と記載すること。

⑷　基部の太さ

別表４に掲げる区分による基部の太さを表す記号又はその略号により記載し、かつ、基部の太さの略号を表示する場合にあっては、その略号が特大、大、中若しくは小である旨又はその略号が示す基部の直径を記載すること。ただし、基部の太さをそろえていないものにあっては、「混合」と記載すること。

⑸　粒の大きさ

グリンピースを詰めたものにあっては別表５、マッシュルームを詰めたものにあっては別表６、なめこを詰めたものにあっては別表７に掲げる区分による粒の大きさを表す記号又はその略号により記載し、かつ、粒の大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が特大、大、中、小、特小若しくは極小である旨又はその略号が示す粒径、ふるい目の大きさ若しくはかさの直径を記載すること。ただし、粒の大きさをそろえていないものにあっては、「混合」と記載すること。

⑹　果肉の大きさ

次に定めるところにより記載すること。

ア　もも、洋なし又は和なしを詰めたものにあっては、果肉数又は別表８に掲げる区分による果肉の大きさを表す記号若しくはその略号により記載し、かつ、果肉の大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が大、中若しくは小である旨又はその略号が示す果肉数を記載すること。ただし、大きさをそろえていないものにあっては、「混合」と記載すること。

イ　もも、洋なし及び和なし以外のものを詰めたものにあっては、果肉数又は果肉の大きさを表す記号（大、中又は小の別）若しくはその略号（Ｌ、Ｍ又はＳの別）により記載し、かつ、果肉の大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が大、中若しくは小である旨又はその略号が示す果肉数を記載すること。ただし、大きさをそろえていないものにあっては、「混合」と記載すること。

⑺　果粒の大きさ

次に定めるところにより記載すること。

ア　みかんを詰めたものにあっては、果粒数又は別表９に掲げる区分による果粒の大きさを表す記号若しくはその略号により記載し、かつ、果粒の大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が大粒、中粒若しくは小粒である旨又はその略号が示す果粒数を記載すること。ただし、大きさをそろえていないものにあっては、「混合」と記載すること。

イ　みかん以外のものを詰めたものにあっては、果粒数又は果粒の大きさを表す記号（大粒、中粒又は小粒の別）若しくはその略号（Ｌ、Ｍ又はＳの別）により記載し、かつ、果粒の大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が大粒、中粒若しくは小粒である旨又はその略号が示す果粒数を記載すること。ただし、大きさをそろえていないものにあっては、「混合」と記載すること。

⑻　内容個数

「○個」、「○枚」等と記載すること。

⑼　原材料名

加工食品品質表示基準第４条第１項第２号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれア及びイに規定するところにより記載すること。

ア　食品添加物以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に次に定めるところにより記載すること。

(ｱ)　「えんどう」、「アスパラガス」、「みかん」、「白もも」、「洋なし」、「あんず」、「ぶどう」、「豆腐」、「こんにゃく」、「みかん果汁」、「シナモン」、「食塩」、「しょうゆ」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、うんしゅうみかんにあっては「うんしゅうみかん」と、シナモン等の香辛料にあっては「香辛料」と記載することができる。

(ｲ)　使用した農産物が２種類以上の場合にあっては、(ｱ)の本文の規定にかかわらず、「農産物」、「野菜」又は「果実」の文字の次に、括弧を付して、使用した農産物、野菜又は果実の名称を、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

(ｳ)　使用した果汁が２種類以上の場合にあっては、(ｱ)の本文の規定にかかわらず、「果汁」の文字の次に、括弧を付して、「みかん、ぶどう」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

(ｴ)　果実の搾汁(濃縮したものを搾汁の状態に戻したものを含む。以下同じ。)を濃縮したものを搾汁の状態に戻した果汁にあっては、(ｱ)の本文の規定にかかわらず、果汁又は果実の名称の文字の次に、括弧を付して、「濃縮還元」と記載すること。

(ｵ)　砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(ｶ)　使用した砂糖類が２種類以上の場合は、(ｵ)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる

(ｷ)　食酢にあっては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により記載すること。

イ　食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第４項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。

⑽　使用上の注意

「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と記載すること。

２　加工食品品質表示基準第３条及び前条に規定する事項（次条において「義務表示事項」という。）の表示は、加工食品品質表示基準第４条第２項の規定によるものとする。この場合において、同項第１号中「別記様式により」とあるのは、「名称、形状、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数、原材料名、固形量、内容総量、内容量、賞味期限、保存方法、使用上の注意、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。ただし、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数又は使用上の注意を一括して表示することが困難な場合には、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数又は使用上の注意の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

（その他の表示事項及びその表示の方法）

第５条　製造業者等は、義務表示事項のほか、次に定める事項を次に定めるところにより表示しなければならない。

⑴　アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち冷凍したアスパラガスを使用したものにあっては「冷凍原料使用」と、グリンピース缶詰又はグリンピース瓶詰のうちもどし豆を使用したものにあっては「もどし豆」と、マッシュルーム缶詰又はマッシュルーム瓶詰のうち塩蔵したマッシュルームを水で戻して使用したものにあっては「もどし原料使用」と、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、商品名の高さの２分の１以上の高さであって、かつ、日本工業規格Ｚ8305（1962）（以下「ＪＩＳＺ8305」という。）に規定する20ポイント（缶又は瓶の胴の面積が250㎠未満のものに表示する場合にあっては、14ポイント）の活字以上の

大きさの統一のとれた活字で記載すること。
⑵　えのきたけ缶詰又はえのきたけ瓶詰のうちえのきたけをしょうゆ、砂糖類等と煮込んだものを詰めたものにあっては、固形分を実固形分を上回らない10の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、「固形分」及び「％」の文字はＪＩＳＺ8305に規定する９ポイントの活字以上、固形分を表示する数字は14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で記載すること。
⑶　パインアップル缶詰にあっては、形状を表す写真、絵又は図柄を表示すること。
⑷　パインアップル缶詰又はパインアップル瓶詰のうち冷凍した果肉を使用したものにあっては、「冷凍原料使用」の用語を、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、商品名の高さの３分の２以上の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ8305に規定する20ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で記載すること。
（表示禁止事項）
第６条　加工食品品質表示基準第６条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。
⑴　「天然」、「自然」の用語
⑵　「純正」その他純粋であることを示す用語
⑶　第３条の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語

附　則（平成14年７月24日農林水産省告示第1306号）
（施行期日）
１　この告示は、平成14年９月１日から施行する。
（野菜缶詰及び野菜瓶詰品質表示基準等の廃止）
２　野菜缶詰及び野菜瓶詰品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1631号）及び果実缶詰及び果実瓶詰品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1636号）は、廃止する。
（経過措置）
３　平成15年８月31日以前に製造、加工又は輸入される農産物缶詰及び農産物瓶詰の品質に関する表示については、前項の規定による廃止前の野菜缶詰及び野菜瓶詰品質表示基準及び果実缶詰及び果実瓶詰品質表示基準の規定の例によることができる。

附　則(平成17年３月１日農林水産省告示第374号)
（施行期日）
１　この告示は、平成17年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この告示の施行の日以前に製造され、加工され、又は輸入される農産物缶詰及び農産物瓶詰（フルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。）の品質に関する表示については、この告示による改正前の農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準の規定の例によることができる。
３　この告示の施行の日以前に製造され、加工され、又は輸入される農産物缶詰及び農産物瓶詰のうちフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年３月31日農林水産省告示第513号）の規定の例によることができる。
４　この告示の施行の日から起算して１年を経過した日までに製造され、加工され、又は輸入される農産物缶詰及び農産物瓶詰（フルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。）の品質に関する表示については、この告示による改正前の農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準の規定の例によることができる。
５　この告示の施行の日から起算して１年を経過した日までに製造され、加工され、又は輸入される農産物缶詰及び農産物瓶詰のうちフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準の規定の例によることができる。

附　則（平成19年11月６日農林水産省告示第1371号）
この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年５月21日農林水産省告示第 775号）
この告示の施行の日から起算して１年６月を経過した日までに製造され、加工され、又は輸入される農産物缶詰及び農産物瓶詰の品質に関する表示については、この告示による改正前の農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準の規定の例によることができる。

附　則（平成23年８月31日消費者庁告示第８号）
この告示は、平成23年９月１日から施行する。

附　則（平成23年９月30日消費者庁告示第10号）
この告示は、平成23年10月１日から施行する。

別表１（第４条関係）

充てん液の種類	充てん液の種類の表示の方法
１　水（水に果実の搾汁を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量以下のものを含む。）のみのもの	「水づけ」と記載すること。
２　果実の搾汁のみのもの	「果汁づけ」と記載すること。
３　果実の搾汁に水を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量を超えるもの	「果汁づけ（水入り）」と記載すること。
４　水（水に果実の搾汁を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量以下のものを含む。）に砂糖類を加えたもの	
⑴　可溶性固形分が10％以上14％未満の場合	「シラップづけ（エキストラライト）」と記載すること。
⑵　可溶性固形分が14％以上18％未満の場合	「シラップづけ（ライト）」と記載すること。
⑶　可溶性固形分が18％以上22％未満の場合	「シラップづけ（ヘビー）」と記載すること。
⑷　可溶性固形分が22％以上の場合	「シラップづけ（エキストラヘビー）」と記載すること。
５　果実の搾汁に砂糖類を加えたもの	
⑴　可溶性固形分が10％以上14％未満の場合	「果汁づけ（加糖・エキストラライト）」と記載すること。
⑵　可溶性固形分が14％以上18％未満の場合	「果汁づけ（加糖・ライト）」と記載すること。
⑶　可溶性固形分が18％以上22％未満の場合	「果汁づけ（加糖・ヘビー）」と記載すること。
⑷　可溶性固形分が22％以上の場合	「果汁づけ（加糖・エキストラヘビー）」と記載すること。
６　果実の搾汁に水を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量を超えるものに砂糖類を加えたもの	
⑴　可溶性固形分が10％以上14％未満の場合	「シラップづけ（エキストラライト）（果汁入り）」と記載すること。
⑵　可溶性固形分が14％以上18％未満の場合	「シラップづけ（ライト）（果汁入り）」と記載すること。
⑶　可溶性固形分が18％以上22％未満の場合	「シラップづけ（ヘビー）（果汁入り）」と記載すること。
⑷　可溶性固形分が22％以上の場合	「シラップづけ（エキストラヘビー）（果汁入り）」と記載すること。
７　１から６まで以外の充てん液	充てん液の内容を表す最も一般的な充てん液の種類の名称を記載すること。

別表２（第４条関係）

充てん液の種類	充てん液の種類の表示の方法
１　水又は水に食塩、砂糖類等（しょうゆを除く。）を加えたもの（製品特性上「水煮」と記載することが適当でない程度に砂糖類等を加えたものを除く。）	「水煮」と記載すること。ただし、豆類、スイートコーン、アスパラガス、マッシュルーム及びなめこの水煮を詰めたものにあっては、「水煮」の用語を省略することができる。
２　水にしょうゆ及び砂糖類を加えたもの又はこれらにその他の調味料を加えたもの	「味付」と記載すること。
３　バターソース、クリームソース等の調味液	「調味液づけ」と記載すること。ただし、「バターソースづけ」、「クリームソースづけ」等と記載することができる。
４　１から３まで以外の充てん液	充てん液の内容を表す最も一般的な充てん液の種類の名称を記載すること。

別表３（第４条関係）

記号及びその略号 ／ 容器による区分	大きさ			
	大（Ｌ）	中（Ｍ）	小（Ｓ）	特小（Ｔ）
１号缶	４個又は５個	６個以上10個以下	11個以上15個以下	16個以上

２号缶	４個又は５個	６個以上10個以下	11個以上15個以下	16個以上
３号缶	４個又は５個	６個以上10個以下	11個以上15個以下	16個以上
４号缶	－	４個又は５個	６個以上	－
５号缶	－	４個又は５個	６個以上	－
７号缶	－	４個又は５個	６個以上	－
その他の缶型のもの及び瓶詰のもの	上記の缶の個数をもとにその水容積比により換算した個数とする。			

別表４（第４条関係）

基部の太さ		基部の太さを表す記号及びその略号
皮付き（基部の直径）	皮むき（基部の直径）	
20㎜以上	18㎜以上	特　大（E）
15㎜以上20㎜未満	13㎜以上18㎜未満	大　（L）
10㎜以上15㎜未満	８㎜以上13㎜未満	中　（M）
10㎜未満	８㎜未満	小　（S）

別表５（第４条関係）

粒の大きさ（粒径）	粒の大きさを表す記号及びその略号
９㎜以上	大（L）
７㎜以上９㎜未満	中（M）
７㎜未満	小（S）

別表６（第４条関係）

粒の大きさ	粒の大きさを表す記号及びその略号
35.0㎜ふるい上	特　大（G）
35.0㎜ふるい下27.5㎜ふるい上	大　（L）
27.5㎜ふるい下21.0㎜ふるい上	中　（M）
21.0㎜ふるい下16.5㎜ふるい上	小　（S）
16.5㎜ふるい下12.0㎜ふるい上	特　小（T）
12.0㎜ふるい下	極　小（m）

別表７（第４条関係）

形状による区分	粒の大きさ（かさの直径）	粒の大きさを表す記号及びその略号
つぼみ	22㎜以上30㎜未満	大　（L）
	16㎜以上22㎜未満	中　（M）
	10㎜以上16㎜未満	小　（S）
	10㎜未満	特　小（T）
開き	30㎜以上50㎜未満	大　（J）
	20㎜以上30㎜未満	中　（E）
	20㎜未満	小　（P）

別表８（第４条関係）

容器による区分 ＼ 記号及びその略号	果肉の大きさ		
	大（L）	中（M）	小（S）
１号缶	30個以下	31個以上45個以下	46個以上60個以下
２号缶	８個以下	９個以上12個以下	13個以上16個以下
４号缶	３個以下	４個以上６個以下	７個以上９個以下
５号缶	３個以下	４個以上５個以下	６個以上７個以下
その他の缶型のもの及び瓶詰のもの	1,000ｇ当たり15個以下	1,000ｇ当たり16個以上25個以下	1,000ｇ当たり26個以上

別表９（第４条関係）

果粒の大きさ	果粒の大きさを表す記号及びその略号
100ｇ当たり20個以下	大粒（L）
100ｇ当たり21個以上35個以下	中粒（M）
100ｇ当たり36個以上	小粒（S）